

答 申 第 229 号
令和6年7月19日

神 戸 市 長
久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

令和5年11月14日付神行行第336号により諮問のありました下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

「環境保全審議会会議録音データ」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、公文書を保有していないことにより非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「2023年9月1日開催の環境保全審議会の会議録音データ CD-ROM希望」（以下「本件請求」という。）の公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し請求人は、本件決定の取り消しを求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和5年10月3日受付の審査請求書、令和5年10月23日受付の反論書、令和6年3月25日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 公開しない理由では「処分庁は9月1日開催の環境保全審議会の録音はしていない。議事録作成のために委託業者が録音していたが、当該録音データについては処分庁との委託契約における成果物にはなっていないため、処分庁は受領していない。」とするが情報公開法の趣旨を理解せず、不当である。

音声（内容）の所有権は処分庁に有り、その記憶媒体を委託業者から取り寄せ公開すべき義務がある。

- (2) 会議録音データは、会議録作成のために議事内容を録音したものであるが、それ自体で完成し独立した情報であって、正確性も機械的に担保されたものであり、公文書にあたる。

よって、議事録完成前（令和5年9月3日）の本件請求に対して会議録音データが委託業者のものである事を理由に本件処分をすることは不当である。

- (3) 録音データと議事録は別の公文書であり、この取扱いは条例第1条の目的に鑑み、現状の事務処理形態説明のみで不存在とすることは不当である。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和5年10月16日受付の弁明書、令和6年3月12日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 令和5年9月1日開催した環境保全審議会の会議録作成にあたっては、会議録作

成業務仕様書に基づき、会議録の作成を発注している。会議録の作成に当たっては、処分庁においては会議の録音はしておらず、委託業者が記録者として出席し、記録及び録音している。同仕様書に定める処分庁に提出する成果物には、会議録音データを指定しておらず、処分庁は委託業者から提出を受けていない。

- (2) 条例において公開の対象となる公文書は、実施機関が現に保有しているものに限られるため、処分庁が保有していない会議録音データについて、当該文書を保有していないことを理由として本件処分を行ったことに違法、不当な点はなく、条例の趣旨に反するものではない。

また、請求人は、「音声（内容）の所有権は処分庁に有り、その記憶媒体を委託業者から取り寄せ公開すべき義務がある」と主張するが、処分庁にそのような義務は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件の争点は、令和5年9月1日に処分庁が開催した環境保全審議会の会議録を作成するにあたり記録された会議録音データの存否についてである。

以下、検討する。

(2) 公文書の定義について

条例第2条第1号では、公文書の定義を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

(3) 本件請求文書の存否について

処分庁によれば、当該会議の会議録作成の委託業者が録音をしているが、仕様書において処分庁に提出する成果物として会議録音データを指定していないため、処分庁は委託業者から提出を受けていない。また、処分庁としては会議の録音をしておらず、録音データは保有していないとのことであった。

審査会から、会議録作成を委託する場合の一般的な会議録音データの取り扱いについて確認を行ったところ、部局や会議ごとに取り扱いが異なり、処分庁が録音を行う場合もあるが、当該会議においては委託業者が録音を行い処分庁は録音を行っていないとのことであった。

また、当該会議は対面に加え一部オンラインでの参加者がいたということであったため、処分庁にオンラインの録音機能による音声データがないか確認を依頼したが、録音機能を使用していないため、音声データも保有していないとのことであった。

以上のことから、処分庁は、会議録音データを現に保有していないことが認められる。

一方、委託業者が会議録作成にあたって記録した会議録音データが公文書にあたるかどうかであるが、当該会議録音データを実施機関である処分庁の職員が委託業者から取得していない以上、公文書には該当しない。

したがって、処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和5年10月3日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和5年10月16日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和5年10月23日	—	* 請求人から反論書を受理
令和5年11月14日	—	* 諮問書を受理
令和6年3月12日	第364回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和6年3月25日	—	* 請求人から意見書を受理
令和6年4月30日	第365回審査会	* 審議
令和6年6月25日	第367回審査会	* 審議